

「(仮称) 千葉県こども計画」について(案)

資料1

1 計画策定の考え方

健康福祉部子育て支援課
令和6年7月18日

【計画策定の趣旨】

国において、全てのこども・若者が身体的・精神的・社会的に幸福な生活を送ることができる「こどもまんなか社会」の実現に向け、こども施策に関する基本的な方針や重要事項等を一元的に定めるこども大綱を策定した。

これを受け、県においては、國の大綱を勘案し、こどもや若者、子育て当事者のライフステージに応じた切れ目のない支援をより総合的に推進できるよう、こども施策の共通の基盤となる新たな計画を策定する。

2 計画の基本理念及び基本的方針

【基本理念】

みんなで支え すべてのこども・若者の可能性を広げる 千葉

【基本的方針】

①こども・若者の権利を尊重し、最善の利益を図る

こども・若者を、多様な人格を持った個として尊重し、その権利を保障し、こども・若者一人ひとりの幸せを第一に考え、今とこれからにとっての最善の利益を図る。

②こども・若者の社会参画を促進し、成長を支援する

こども・若者の主体的な社会参画に向け、意見形成への支援を進め、意見を表明しやすい環境づくりを行う。

さらに、自分の可能性を認識し、様々な分野で才能を生かしながら未来を切り開こうとするこども・若者を応援する。

③こども・若者及び子育て当事者を切れ目なく地域・社会で支える

全てのこども・若者が愛情に包まれて健やかに成長できるよう貧困や格差等の解消を図り、全てのこども・若者が自分らしく社会生活を送ることができるようになるまで地域・社会全体で切れ目なく支える。

④若い世代の生活基盤の安定とともに、結婚、子育てに関する希望の形成と実現を図る

若い世代が将来を見通して安心して仕事におけるキャリアとライフィベントの双方にチャレンジできるよう支援する。

多様な価値観・考え方を尊重することを大前提とし、若い世代が、自らの主体的な選択により、結婚し、こどもを産み、育てたいと望んだ場合に、それぞれの希望に応じて社会全体で支えていく。

【計画の位置づけ】

- 都道府県こども計画（こども基本法第10条第1項に規定）
※本計画はこども基本法第10条第4項に基づき、下記3計画を一体化して策定
 - 千葉県子ども・子育て支援プラン2020
 - 千葉県子どもの貧困対策推進計画
 - 千葉県青少年総合プラン
- ※その他県の関連計画等との整合性を図る。

【計画期間】 (5年間)
令和7年度～令和11年度

【計画の対象】 全ての
こども*・若者と子育て当事者

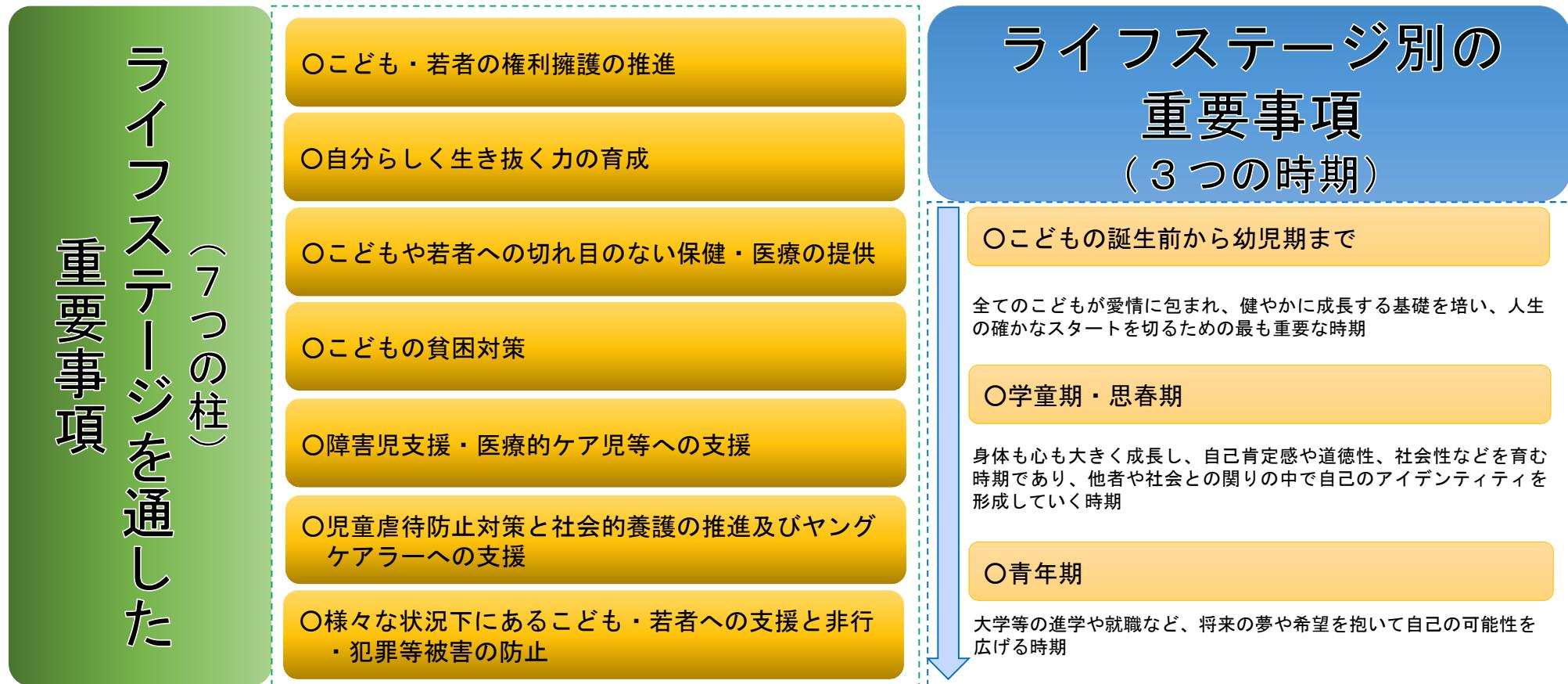
*年齢で区切らず、大人として円滑な社会生活を送ることができるようになるまでの成長の過程にある者

こども・若者や子育て家庭を取り巻く状況

- 少子化の進行
- 困難を抱える子どもの状況
- 子どもの貧困
- 外国にルーツを持つ子どもの状況
- 子育て世帯を取り巻く状況
- 健康の保持・増進
- 子育て支援サービス
- 子どもの安全
- 若者の自立

3 施策体系イメージ

こども・若者の視点に立って分かりやすく示すため、まず、特定のライフステージのみでなく、
ライフステージを通して縦断的に実施すべき重要事項「ライフステージを通した重要事項」、
その次に、ライフステージ別に見た重要事項「ライフステージ別の重要事項」、
続いて、「子育て当事者への支援に関する重要事項」を示す。



子育て当事者への支援に関する重要事項